

# 東京都の特別支援教育に関わる 施策について

東京都教育庁

指導部

主任指導主事（就学相談担当）

都立学校教育部

主任指導主事（特別支援教育推進担当）兼務

深谷 純一

# 巡回相談心理士の役割

- 巡回相談心理士は、特別支援教室の対象児童・生徒が必要とする指導や支援を受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う。
- 発達障害等のある児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難は、在籍学級において、児童・生徒に対する適切な指導・支援により改善することもあることから、児童・生徒の実態に応じて学習環境を整えつつ、指導内容・方法を工夫することも重要である。このような観点においても、巡回相談心理士が、専門的立場から、在籍学級担任等や巡回指導教員に対して児童・生徒の支援方法に係る助言を行う。

# 巡回相談心理士の役割

何を	誰に	どう
障害の状態の把握、特別な指導・支援の必要性の有無	当該校の教員等	助言
校内委員会検討資料の作成	当該校の教員等	助言
指導・支援	保護者と在籍学級担任等（面談に立ち会い）	助言
支援の開始等についての説明	在籍学級担任等→保護者	意見
個別指導計画等の作成	巡回指導教員、在籍学級担任等	助言
特別支援教室や在籍学級での状況を観察	巡回指導教員、在籍学級担任等	助言

# 巡回相談心理士の役割

何を	誰に	どう
困難さの改善状況を把握	校内委員会	報告
当該児童の特別支援教室での指導の終了	校内委員会	助言
各学級の授業を観察(指導の対象となる児童の有無に関わらず)	在籍学級担任等	助言 支援

- 巡回相談心理士は、巡回指導教員や在籍学級担任等に対する助言が主な役割であり、児童・生徒やその保護者の相談を直接受けることを業務として想定していない。

# 本日の内容

1. 最近の利用者数や学習指導要領の規定等について
2. 特別支援教室の運営ガイドラインについて
3. 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画について
4. 具体的な指導内容を設定する際に考慮すべき点について

# 本日の内容

1. 最近の利用者数や学習指導要領の規定等について
2. 特別支援教室の運営ガイドラインについて
3. 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画について
4. 具体的な指導内容を設定する際に考慮すべき点について

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果

表1 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

<小学校・中学校><sup>1</sup>

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8% ( 8.4% ~ 9.3% )
学習面で著しい困難を示す	6.5% ( 6.1% ~ 6.9% )
行動面で著しい困難を示す	4.7% ( 4.4% ~ 5.0% )
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3% ( 2.1% ~ 2.6% )

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果

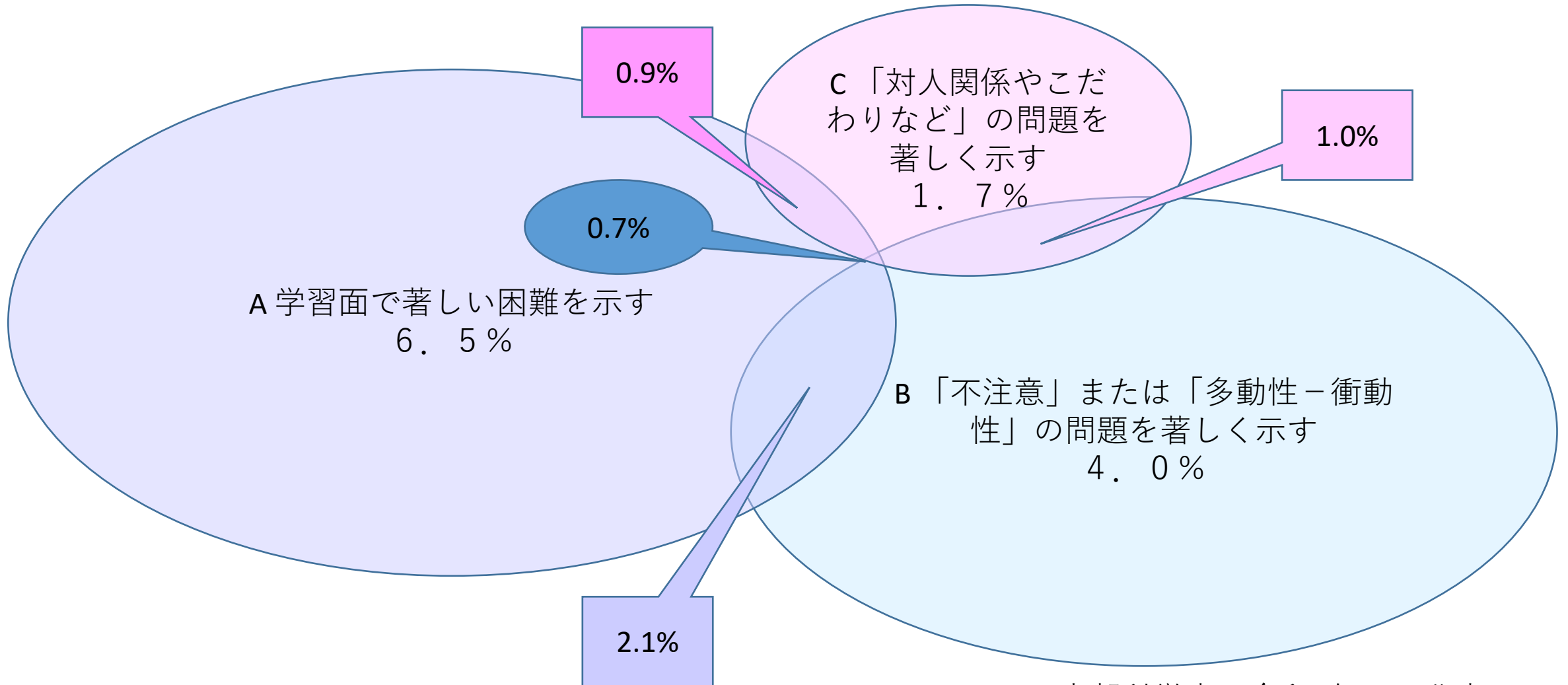
表2 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「学習面、各行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

<小学校・中学校><sup>2</sup>

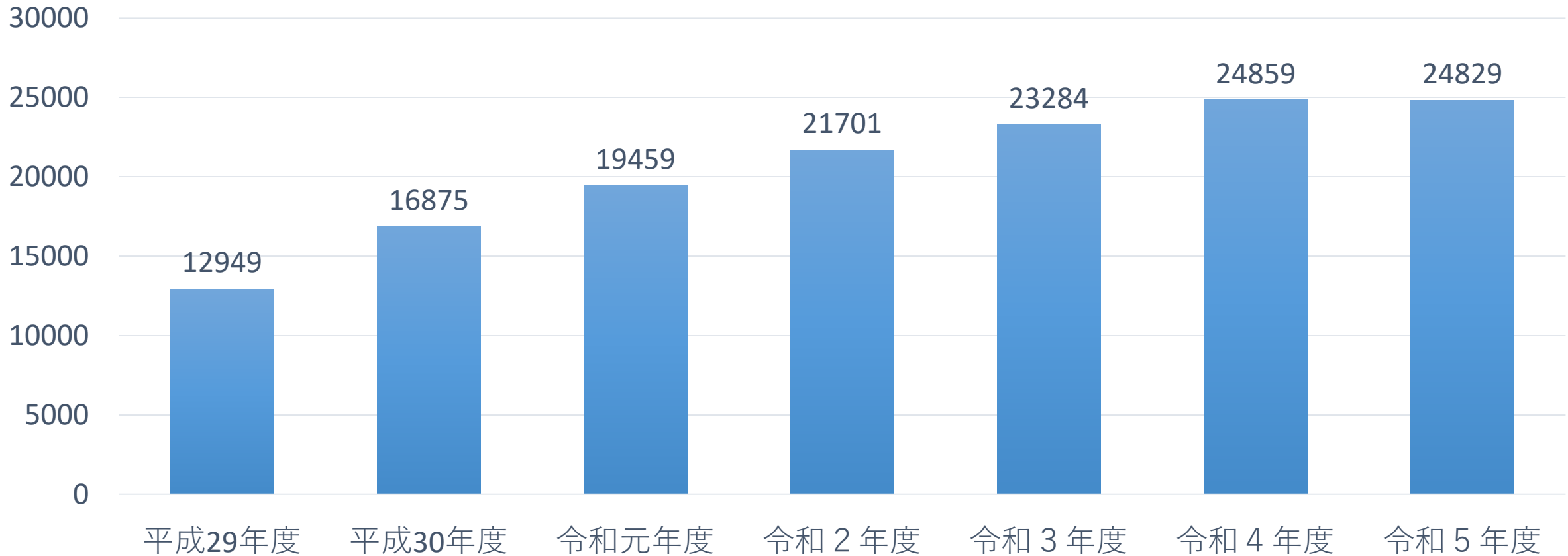
	推定値 (95%信頼区間)
A: 学習面で著しい困難を示す	6.5% ( 6.1% ~ 6.9% )
B: 「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0% ( 3.7% ~ 4.3% )
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7% ( 1.5% ~ 1.9% )



# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果



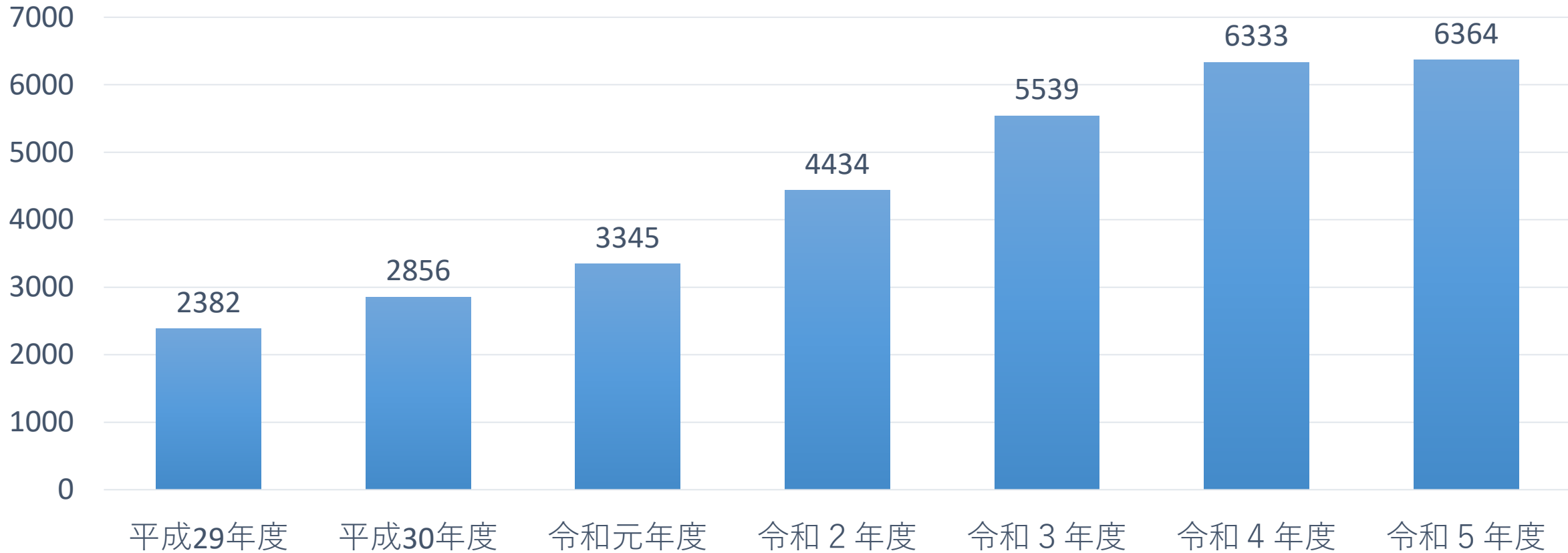
# 都内の特別支援教室の利用者（小学校）



割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2.26%	2.90%	3.32%	3.68%	3.92%	4.18%	4.18%

- ※ 公立学校統計調査報告書【学校調査編】より作成
- ※ 棒グラフ下の「割合」は、全児童数に対する在籍者数の割合を表している
- ※ 義務教育学校については除算している

# 都内の特別支援教室の利用者（中学校）



割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1.05%	1.28%	1.50%	1.97%	2.40%	2.74%	2.76%

- ※ 公立学校統計調査報告書【学校調査編】より作成
- ※ 棒グラフ下の「割合」は、全生徒数に対する在籍者数の割合を表している
- ※ 義務教育学校については除算している

# 小学校学習指導要領（平成29年告示）

障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

【第1章第4の2の(1)のウ】

# 小学校学習指導要領（平成29年告示）

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

【第1章第4の2の(1)のエ】

# 特別支援学校学習指導要領解説 (自立活動編)

幼児児童生徒の実態把握から課題を焦点化していくに当たって、指導開始時点までの学習の状況から、幼児児童生徒の「できること」「もう少しでできること」「援助があればできること」「できないこと」などが明らかになる。これらのうちから、その年度の指導目標（ねらい）の設定に必要な課題に焦点を当て、中心となる課題を選定していく。そのため、何に着目して課題の焦点化を行うか、その視点を校内で整理し共有することが必要である。

# 特別支援学校学習指導要領解説 (自立活動編)

例えば、「もう少しでできること」のうち、その課題が改善されると発達が促され、他の課題の改善にもつながっていくものを中心的な課題として捉えてみるということが考えられる。また、「援助があればできること」のうち、幼児児童生徒の障害の状態等を踏まえれば現状を維持していくことが妥当であるものや、「できないこと」のうち、数年間指導を継続してきたにも関わらず習得につながる変化が見られないものなどは、指導すべき課題の対象から外してみることなども考えられる。また、現在の姿から数年後や卒業後に目指す姿との関連が弱い課題を指導すべき対象から除いていく考え方もある。

# 特別支援学校学習指導要領解説 (自立活動編)

いずれにしても、対象となる幼児児童生徒の現在の姿のみにと  
らわれることなく、そこに至る背景や、学校で指導可能な残りの  
在学期間、数年後や卒業後までに育みたい力との関係など、幼児  
児童生徒の中心的な課題を整理する視点を明確にしていく必要が  
ある。



# 本日の内容

1. 最近の利用者数や学習指導要領の規定等について
2. **特別支援教室の運営ガイドラインについて**
3. 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画について
4. 具体的な指導内容を設定する際に考慮すべき点について

# 特別支援教室の運営ガイドライン



- 都教育委員会は、発達障害のある児童・生徒が在籍校で特別の指導を受けることができるよう、公立小・中学校に特別支援教室の導入を進めてきた。
- **小学校**については、平成28年度から導入を開始し、**平成30年度に全校への導入が完了**
- **中学校**においても、平成30年度以降、準備の整った区市町村から順次導入し、**令和3年4月に全校への導入が完了**
- 発達障害のある子供への支援の更なる充実を図るため、特別支援教室の導入ガイドラインを改訂し、「特別支援教室の運営ガイドライン」を作成（令和3年3月）

## 改訂版ガイドライン（特別支援教室の運営ガイドライン）の構成

### 第一部 特別支援教室運営の充実に向けて

目次	概要（★改訂）
第1章 特別支援教室とは	特別支援教室の目的、対象児童・生徒、運営上の留意事項
第2章 特別支援教室の基盤整備 【一部新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>★巡回指導方式の狙い、利点を明記</li> <li>★校長・在籍学級担任の役割・責務の記載を充実</li> </ul>
第3章 入室と退室（指導の開始と終了） 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>★原則の指導期間設定により、定期的な振返りを行い指導の成果の適切な評価を促す</li> <li>★入室、入室後（退室・指導延長等）の検討プロセスをフローチャート化</li> <li>★入退室の検討における在籍学級担任や教科担任の役割の重要性を強調</li> <li>★入室検討段階から、本人・保護者と指導目標や退室の目安を共有することを明記</li> </ul>
第4章 専門性の向上と理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OJTの重要性、意義、具体的な方法</li> <li>・全ての教職員の理解推進と指導力向上</li> </ul>
第5章 特別支援教室の運営	巡回指導教員の人事管理

### 第二部 実態把握から始める支援の充実に向けて～在籍学級での支援から特別支援教室の退室までの流れと考え方～【新規】

目次	概要（★改訂）
第1章 在籍学級を中心とした支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「学習と行動のチェックリスト」の改訂 チェック項目の内容を精選し、学級担任等が指導・支援の初期段階で、児童・生徒のつまづきや困難さを把握することができるリストとして改訂</li> </ul>
第2章 特別支援教室の利用と在籍学級との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>★指導目標・内容の設定に関する考え方を整理 自立活動の内容を参考とし、実態把握から課題の抽出、指導目標・内容の設定までの流れと考え方を明示</li> </ul>
第3章 特別支援教室の退室に向けた考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>★退室に向けて確認する項目を整理 実態把握から指導目標に対する達成状況の把握、退室又は指導を継続する場合を想定した確認事項を整理</li> </ul>

## 特別支援教室導入による主な効果

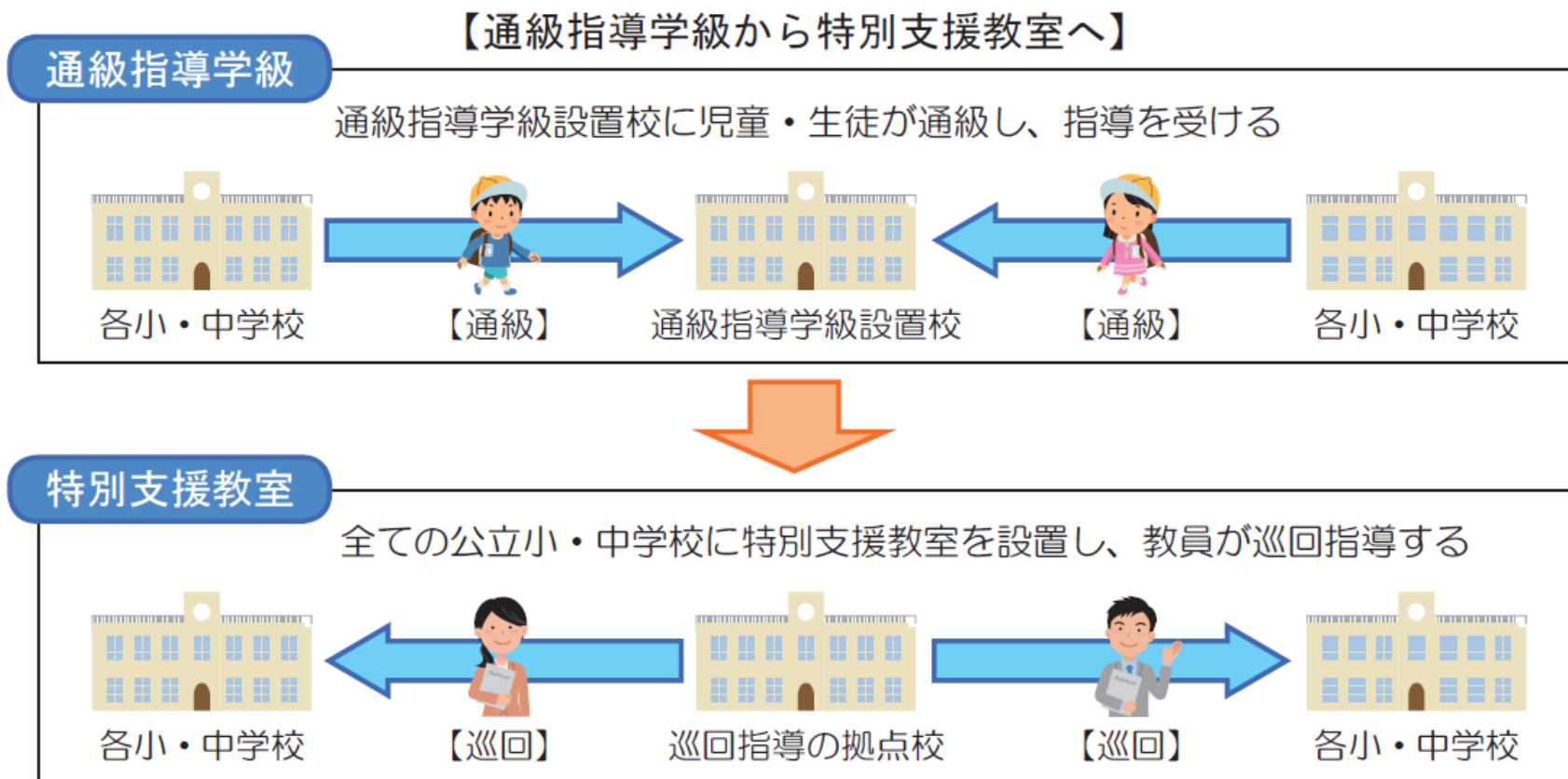
### (1) 発達障害等のある児童・生徒への適切な指導の実施

発達障害等のある児童・生徒は、全ての学校に在籍しているものと推測される。児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難さに対応した特別の指導を受けられる体制を全ての小・中学校で整備することにより、支援の必要な児童・生徒に対して、各学校において特別の指導を実施することが可能となる。

各学校においては、在籍学級担任や教科担任（以下「在籍学級担任等」という。）が、特別支援教室において巡回指導を担当する教員（以下「巡回指導教員」という。）と協働することにより、児童・生徒一人一人が抱える困難をより効果的に改善し、児童・生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図ることができる。

## (2) 児童・生徒や保護者の負担等の軽減

児童・生徒が在籍校で特別の指導を受けられるようにすることで、他校への移動時間や移動時の安全確保等の面で児童・生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減するとともに、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導の時間を柔軟に設定することが可能になるなど、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図ることができる。





### **(3) 通常の学級における特別支援教育の推進**

巡回指導教員が、在籍学級担任等に対して具体的な指導内容・方法や支援方法について助言し、在籍学級担任等が助言に基づき、発達障害等のある児童・生徒を含む全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業の実施や学習に集中できる環境の整備を図ることなどにより、通常の学級において特別支援教育の考え方を踏まえた指導・支援を推進することができる。

### **(4) 児童・生徒への早期からの支援**

巡回指導教員や巡回相談心理士が在籍学級における児童・生徒の行動観察を行うことで、早期に障害に起因する児童・生徒の困難さに気付き、支援に結び付けることができる。

### **(5) 全ての教職員、他の児童・生徒や保護者の発達障害教育への理解の促進**

特別の指導が各校において実施されることで、これまで特別の指導の意義や内容を知る機会が少なかった児童・生徒や保護者の理解が進むとともに、支援の必要な児童・生徒とその保護者が支援を受けることを身近に考えられるようになり、全ての教職員、児童・生徒や保護者の発達障害教育への理解が促進される。

# 特別支援教室の目的

特別支援教室導入の目的は、発達障害等のある児童・生徒が学習又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることである。このため、特別支援教室での指導の成果は、児童・生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長とともに、どれだけ指導の終了（在籍学級のみでの指導・支援）に結び付けることができたかという視点で捉えることも重要である。ただし、継続した指導が必要な児童・生徒がいるということに留意する必要がある。

# 目標の設定（中心的な課題）

## ② 「指導すべき課題の抽出」⇒中心的な課題

- ・ 優先順位を考えて課題をリストアップする。  
必要性・緊急性・達成の可能性・成果への期待 等
- ・ つまずきに対する指導のみを考えるのではなく、つまずきの原因を分析する。

原則の指導期間に・・・

「○○ができたら」  
「○○が改善されたら」

中心的な課題



学習や生活に主体的、意欲的に  
取り組みやすくなる。



# 目標の設定（長期目標、短期目標）

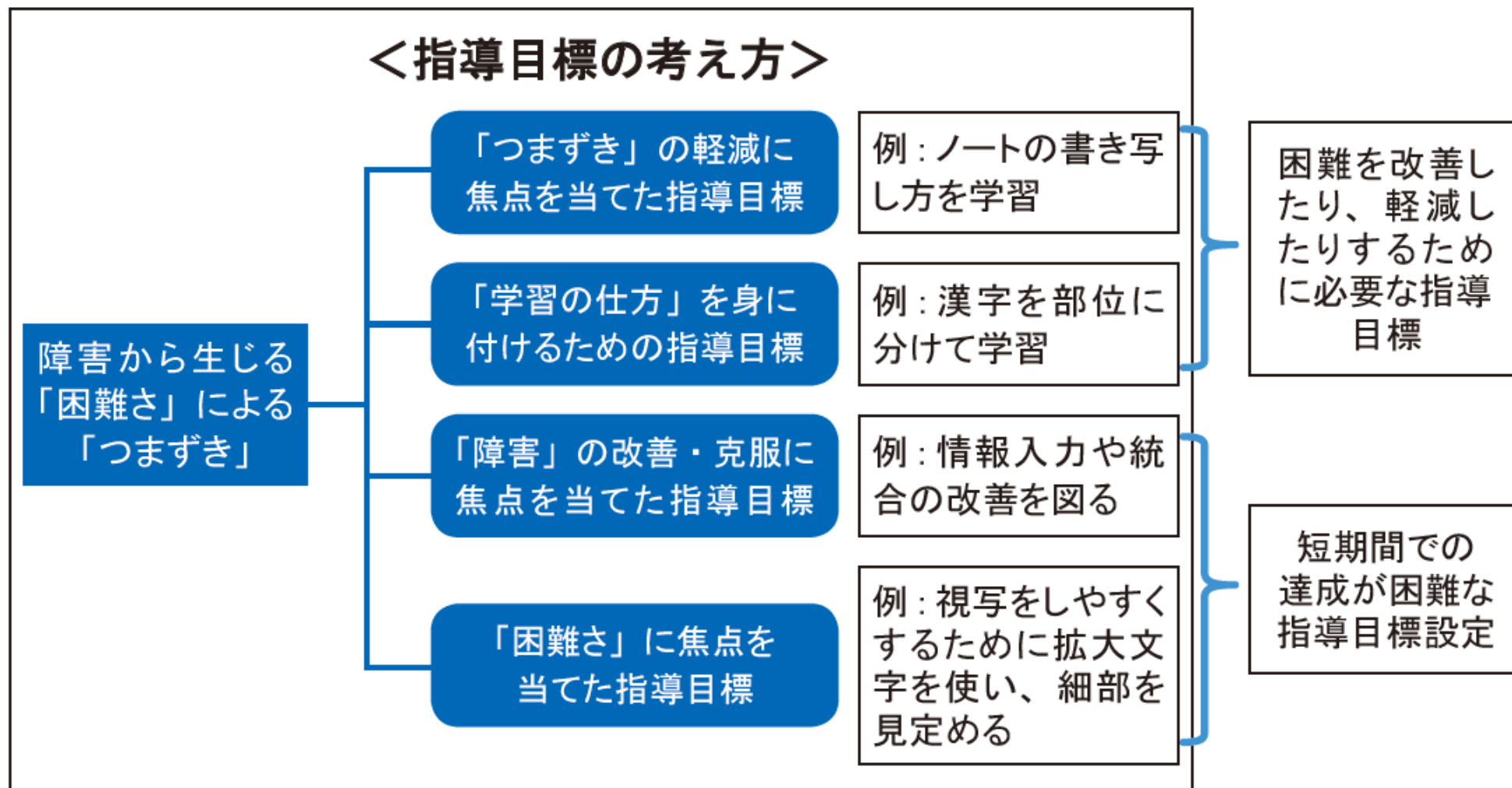
## ③ー1 「指導目標の設定」（長期目標の設定）

- ・ 指導終了時点の「在籍学級における様子」をイメージする。
- ・ 学校生活支援シートに示された本人や保護者の思いを踏まえる。

## ③ー2 「指導目標の設定」（短期目標の設定）

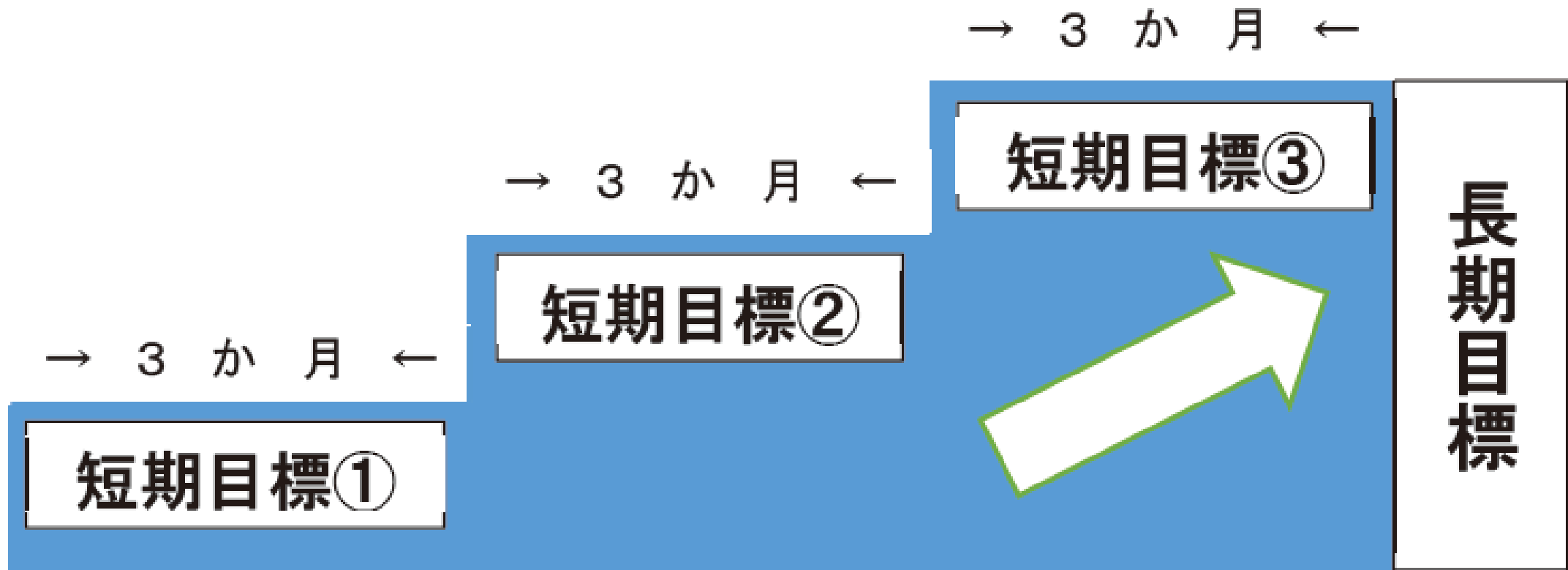
- ・ スモールステップを意識して、段階的に高めていく。
- ・ 評価が可能な記述をする。（条件や基準値等を設定する⇒具体的な評価）

# 指導目標の考え方

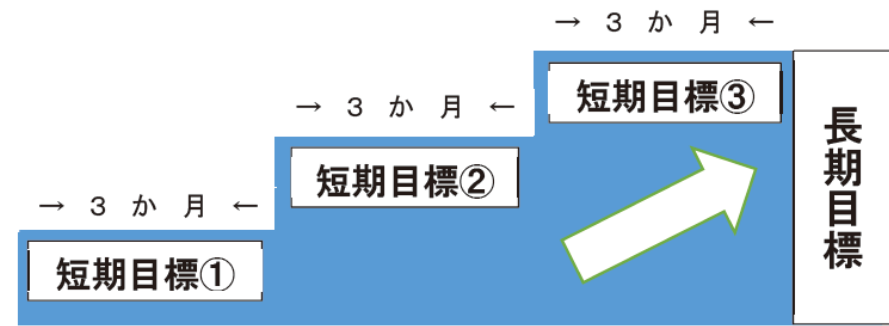


児童・生徒がある程度、達成の可能性のある指導目標を設定することが大切

# 長期目標と短期目標の関係



# 長期目標と短期目標の関係



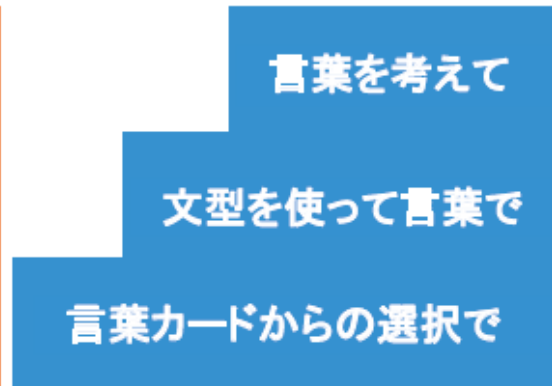
## スモールステップの例

長期の指導目標の例：教員に対して適切な言葉で意思を伝えることができる。

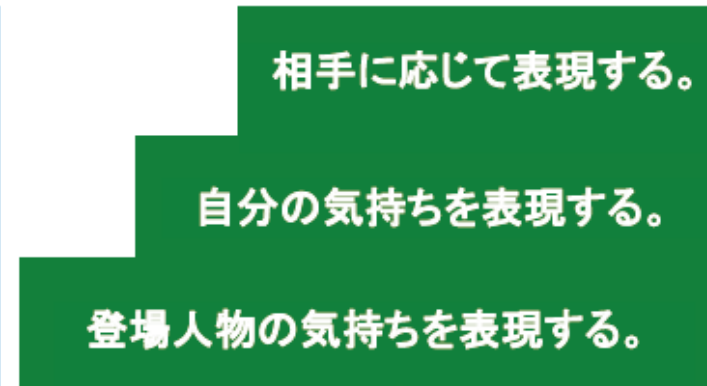
### ① 場面・対象



### ② 量・手段



### ③ 動作・表出



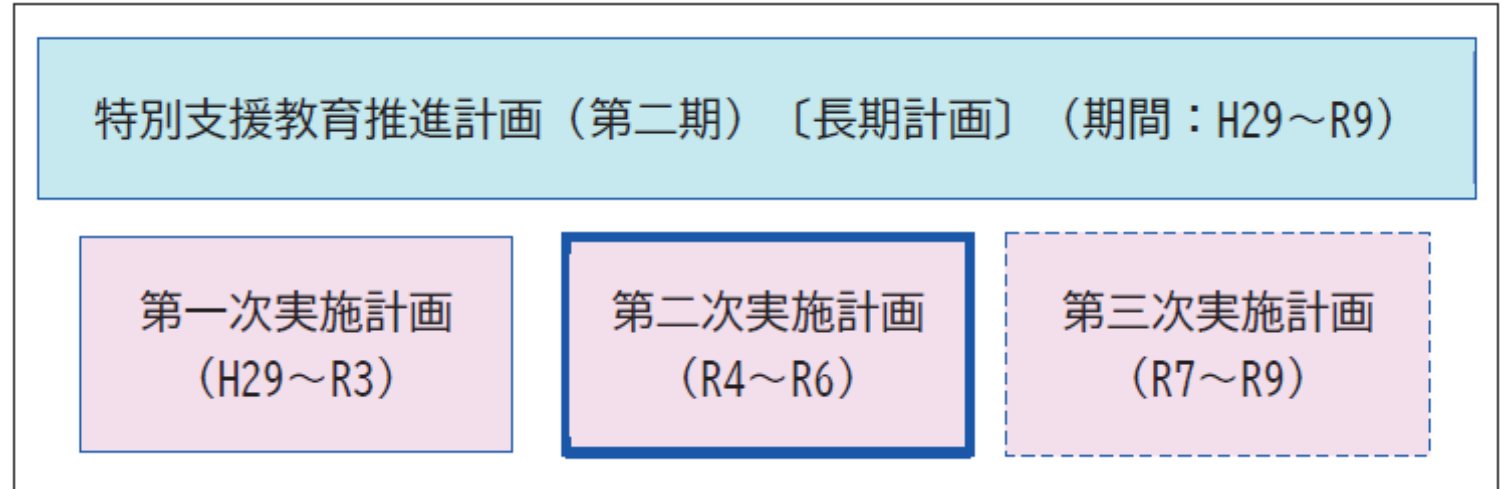
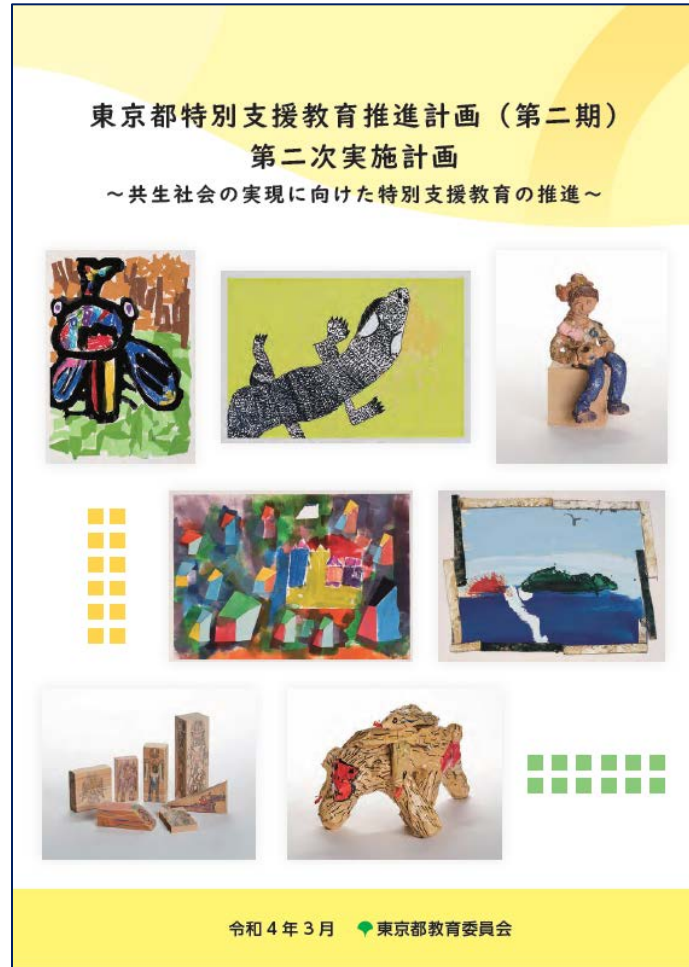
### 短期の指導 目標の例

個別指導の場面で巡回指導教員に、言葉カードから選択し、イラストで描かれた登場人物の気持ちを表現することができる。

# 本日の内容

1. 最近の利用者数や学習指導要領の規定等について
2. 特別支援教室の運営ガイドラインについて
3. 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画について
4. 具体的な指導内容を設定する際に考慮すべき点について

# 東京都特別支援教育推進計画（第二期） 第二次実施計画



- 障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長し、それぞれの状況に応じた自立や社会参加を促進

⇒共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す

## 施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

## 施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小・中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

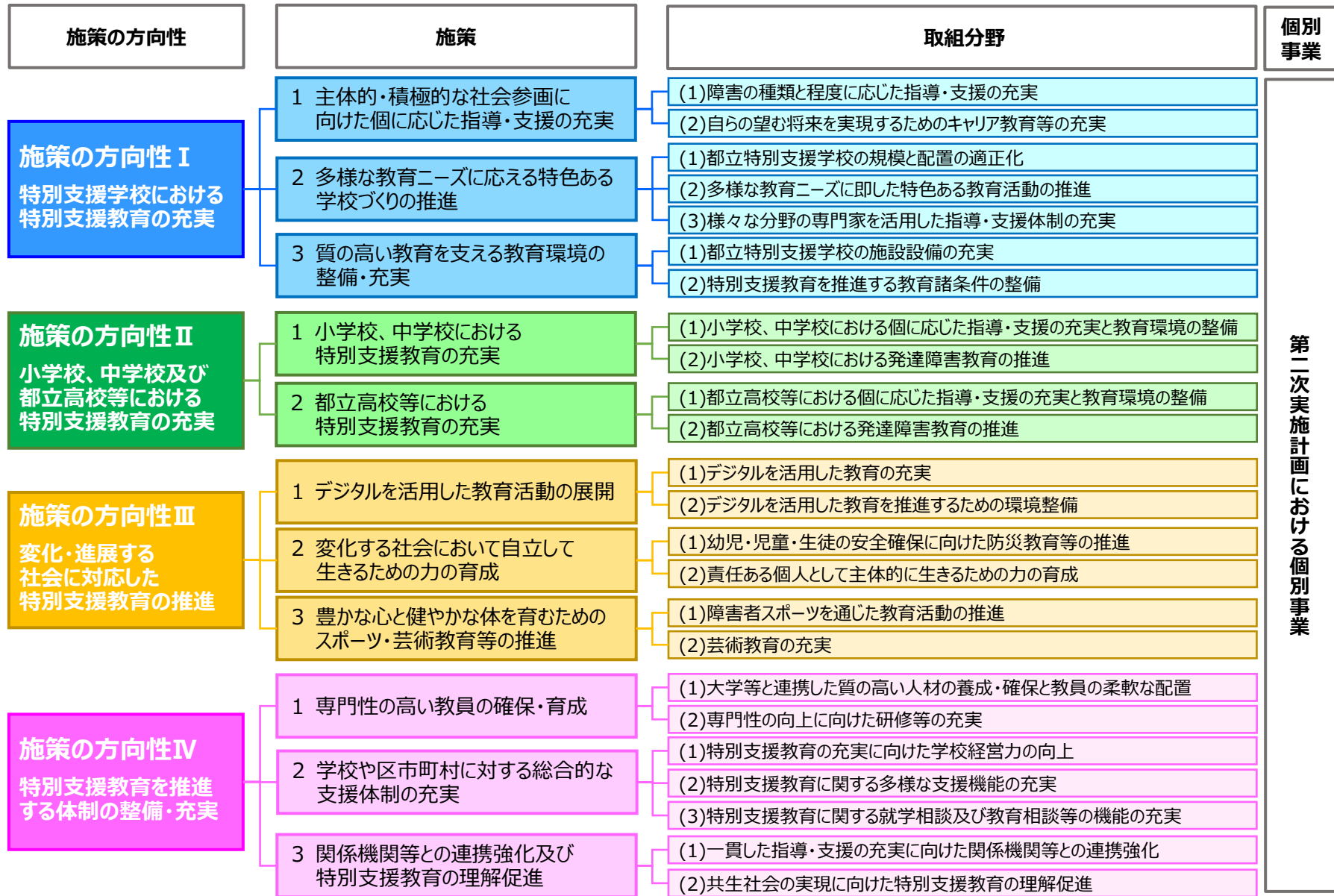
## 施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

## 施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。







## 第2章 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実 [冊子P.81～106]

### 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実

- **知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実** [冊子P.82]  
将来の社会生活で生きて働く実践的な力等を身に付けられるよう、各教科の内容を組み合わせる指導の形態を充実
- **知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発** [冊子P.83]  
今後開発する「学習支援アセスメント（特別支援学校版）」を基に、知的障害特別支援学級において活用できる学習支援アセスメントを開発するとともに、就学相談において活用
- **副籍制度の充実による交流活動の推進** [冊子P.85]
  - ・ 副籍制度に関する保護者等を対象とした調査を実施し、その結果を分析した上で、効果的な保護者への普及啓発策の立案など、今後の充実策を検討
  - ・ 特別支援学級と通常の学級との交流など新たな好事例を収集し、「副籍ガイドブック」や「副籍好事例＆アイデア集」を改訂
  - ・ 特別支援学校と居住地の学校とのデジタルを活用した交流を実施
- **学校におけるインクルージョンに関する実践的研究** [冊子P.86]  
区市町村と連携した小・中学校における交流及び共同学習の実践的研究の推進と成果の普及
- **特別支援教室の円滑な運営** [冊子P.89～91]  
令和3年度に全小・中学校への導入が完了した特別支援教室について、各校への巡回指導や指導事例の共有等により、取組の充実を支援
- **発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実** [冊子P.93]  
発達障害のある児童・生徒に対し、在籍する学級でサポートを行う人材の配置等を支援し、小・中学校の体制を充実

### 2 都立高校等における特別支援教育の充実

- **都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施** [冊子P.96～97]
  - ・ 障害に応じた施設のバリアフリー化や、介助職員等による生活介助、看護師による医療的ケアの実施
  - ・ 都立高校での人工呼吸器管理への適切な対応
- **通級による指導の充実** [冊子P.99～100]  
専門的な知識・ノウハウを持つ都立特別支援学校が都立高校等を支援する仕組みを整備し、高校における指導を充実
  - ・ 都立特別支援学校が複数の都立高校等を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」を形成し、日常的な助言等を実施
  - ・ エリアネットワークの中心となる都立特別支援学校に、高い知識と経験などを有する教員を新たに配置し、都立高校等を総合的に支援
  - ・ エリアネットワークによる支援と研修の充実等により、全ての教員の発達障害への理解を深めることで、生徒への充実した支援を実施
- **発達障害教育に対する教員の理解推進** [冊子P.103]  
教員を対象に、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や、通級による指導の事例を取り上げた講習会を実施

# 巡回相談心理士の派遣事業

特別支援教室については、平成28年度から都内公立小学校・中学校への導入を進め、平成30年度には全公立小学校で、令和3年度には全公立中学校で導入が完了しました（都立中高一貫教育校を含む）。

特別支援教室での充実した指導を実現するため、導入当初から特別支援教室専門員<sup>50</sup>の配置や教員に対して専門的な助言等を行う巡回相談心理士<sup>51</sup>の派遣事業を実施し、令和2年度からは、豊富な経験をもつ都の特別支援教室巡回運営指導員<sup>52</sup>（以下「運営指導員」という。）が小・中学校を訪問して、各校の取組や運営状況を確認した上で、他校での好事例を紹介するなどの具体的な指導・助言を行っています。

巡回指導期間<sup>53</sup>、指導目標や指導内容の設定の考え方などを示した「特別支援教室の運営ガイドライン」（以下「運営ガイドライン」という。）を策定し、周知しています。

困難を抱えた児童・生徒は全ての学校・学年・学級に存在しているという認識の下、小・中学校の教職員の理解を深め、適切な指導に生かすことができるようにしていきます。また、特別支援教室の取組を在籍学級での支援でも生かしていけるよう、巡回指導教員による特別支援教室での指導の充実に向けた取組を推進していきます。さらに、都立中高一貫教育校、附属小学校での取組の充実を図ります。



【発達障害教育に関するリーフレット】

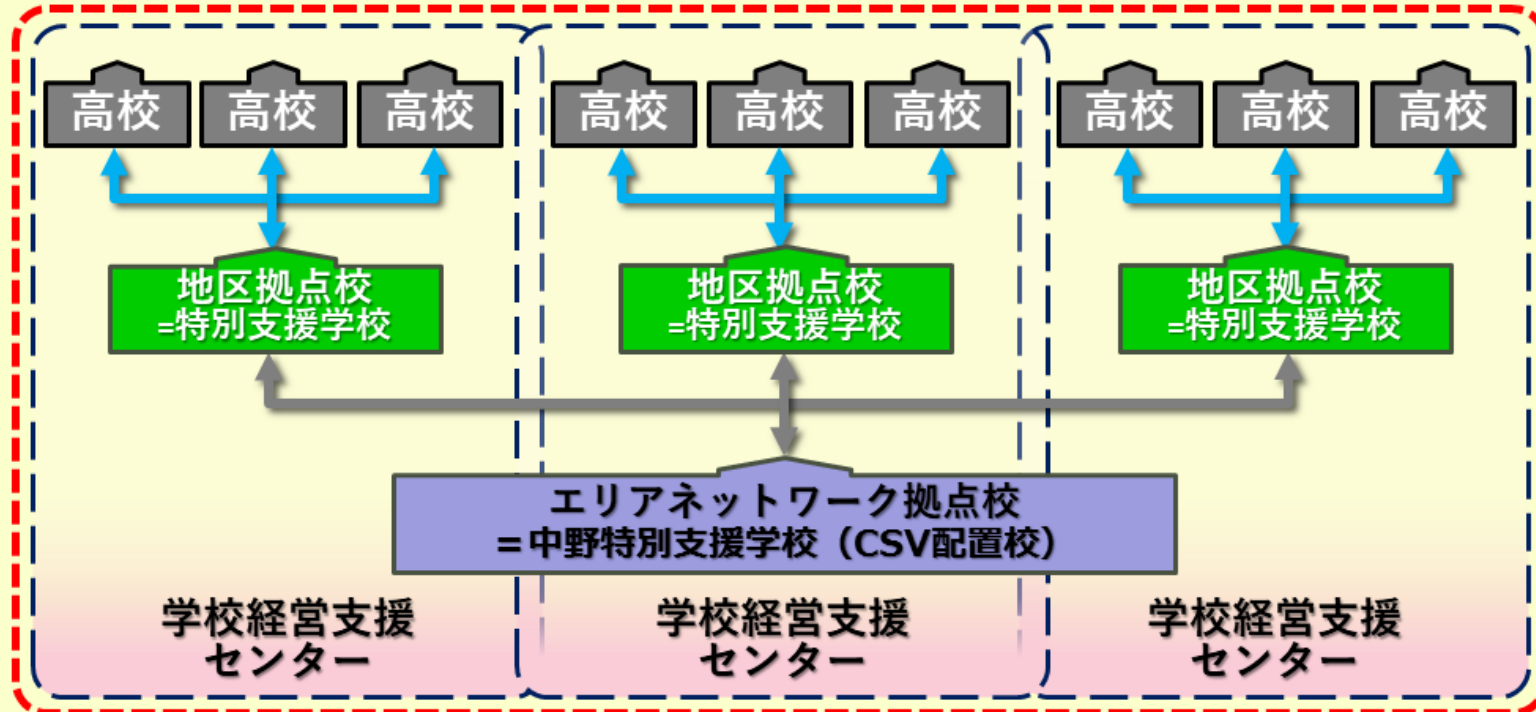


<sup>50</sup> 巡回指導教員や巡回相談心理士の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員  
<sup>51</sup> 児童・生徒が抱える学習面や生活面の困難さについて的確に把握し、巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言する専門家（臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士及び公認心理士）  
<sup>52</sup> 特別支援教室を設置する学校に訪問し、各校の取組や運営状況を把握した上で、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいた指導・助言や好事例の紹介などを行う都の職員  
<sup>53</sup> 「特別支援教室の運営ガイドライン」P28, 46, 49 参照

**特別支援教室での充実した指導を実現するため、導入当初から特別支援教室専門員の配置や教員に対して専門的な助言等を行う巡回相談心理士の派遣事業を実施し、令和2年度からは、豊富な経験をもつ都の特別支援教室巡回運営指導員（以下「運営指導員」という。）が小・中学校を訪問して、各校の取組や運営状況を確認した上で、他校での好事例を紹介するなどの具体的な指導・助言を行っています。**

# 都立学校発達障害教育推進 エリアネットワーク

## 都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク (通称：都立版エリアネットワーク) のイメージ



- 「地区拠点校」が「エリアネットワーク拠点校」と連携し、都立高校等に助言・支援
- 学校経営支援センターが持つ様々なノウハウを生かし、都立学校を支援

➡高校は、通級による指導に限らず、支援が必要な生徒への対応や校内の支援体制の構築に係る助言などに関してアドバイスがほしい場合には、地区拠点校に相談する。

➡地区拠点校は、都立中野特別支援学校のCSVに相談しつつ、高校への助言や、実地での支援をする。なお、CSVは、特別支援学校や高校を総合的に支援する。

地区拠点校となる都立特別支援学校	都立高等学校（都立中等教育学校後期課程を含む。）										
東部学校経営支援センター管内											
足立特別支援学校	足立	淵江	足立西	青井	足立新田	小台橋	足立工科				
葛飾特別支援学校	江北	葛飾野	南葛飾	葛飾商業	農産	上野	竹台	荒川工科			
水元小合学園	足立東	葛飾総合	本所工科	新宿山吹	竹早	向丘	工芸				
江東特別支援学校	一橋	日比谷	青山	晴海総合	深川	大江戸	第三商業	墨田工科	科学技術		
白鷺特別支援学校	東	城東	小松川	江戸川	小岩	葛西南	篠崎	紅葉川	葛西工科		
墨田特別支援学校	忍岡	浅草	蔵前工科	日本橋	墨田川	本所	江東商業	橘			
港特別支援学校	六本木	広尾	三田	八潮	大森	蒲田	つばさ総合	六郷工科	美原	芝商業	大田桜台
中部学校経営支援センター管内											
永福学園	松原	世田谷泉	芦花	西	杉並総合	神代	調布北	千歳丘	総合工科		
青鳥特別支援学校	狛江	八丈	駒場	目黒	第一商業	国際					
田園調布特別支援学校	大崎	小山台	雪谷	田園調布	桜町	深沢	世田谷総合	園芸			
中野特別支援学校 （エリアネットワーク拠点校）	荻窪	豊多摩	杉並	新宿	総合芸術						
	大島	大島海洋国際	新島	神津	三宅	小笠原					
中高一貫教育校（白鷺、両国、富士、大泉、武蔵、小石川中等、桜修館中等、三鷹中等、立川国際中等、南多摩中等）（※）											
板橋特別支援学校	北園	板橋	大山	高島	板橋有徳	北豊島工科					
王子特別支援学校	文京	桐ヶ丘	王子総合	飛鳥	赤羽北桜	戸山	豊島	千早			
志村学園	鷺宮	武蔵丘	井草	稔ヶ丘	中野工科	杉並工科	農芸				
練馬特別支援学校	石神井	練馬	光丘	田柄	大泉桜	第四商業	練馬工科				
西部学校経営支援センター管内											
七生特別支援学校	八王子東	日野	日野台	南平	立川	砂川	昭和				
多摩桜の丘学園	永山	若葉総合									
八王子西特別支援学校	富士森	八王子北	翔陽	八王子拓真	八王子桑志						
府中けやきの森学園	調布南	府中東	府中工科								
町田の丘学園	町田	野津田	成瀬	小川	山崎						
南大沢学園											
八王子南特別支援学校	町田総合	町田工科	片倉	松が谷							
武蔵台学園	府中	府中西	国立	第五商業	農業						
あきる野学園	拝島	福生	秋留台	五日市	多摩工科						
青峰学園	武蔵村山	多摩	青梅総合	瑞穂農芸							
田無特別支援学校	武蔵野北	小金井北	保谷	田無	田無工科						
羽村特別支援学校	小金井工科	多摩科学技術	東大和	東大和南	羽村	上水	小平西	国分寺			
東久留米特別支援学校	久留米西	清瀬	東久留米総合	小平	東村山	小平南	東村山西				

# スクールカウンセラー等の活用による 教育相談の充実

- 都立特別支援学校では、学級担任を中心とする校内の相談体制を構築してきました。しかし、障害の程度の軽い児童・生徒が多く在籍している都立知的障害特別支援学校高等部の就業技術科や職能開発科、都立聴覚障害特別支援学校では、児童・生徒が抱える多様な悩みや不安に対する相談体制の充実が求められています。
- そこで、令和4年度から、都立知的障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校のうち12校にスクールカウンセラーを配置する3年間のモデル事業を新たに開始し、いじめ防止等に資する対応や、教育相談体制の一層の充実を図っていきます。
- 併せて、都教育委員会に設置している都立学校「自立支援チーム」が、都立特別支援学校の要請に応じて福祉等の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカーを派遣し、引き続き不登校児童・生徒への支援、児童・生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援等に取り組んでいきます。

# 本日の内容

1. 最近の利用者数や学習指導要領の規定等について
2. 特別支援教室の運営ガイドラインについて
3. 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画について
4. 具体的な指導内容を設定する際に考慮すべき点について



# 具体的な指導内容を設定する際に 考慮すべき点（1）

児童・生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること

- 児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容、児童・生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容、児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容、など。
- 自己を肯定的に捉える感情は、一般に、自分のよいところを認められる段階から、自分のよいところも悪いところも含めて自分であることを肯定できる段階に移っていく。
- したがって、児童・生徒が自己に対してどのような感情を抱いているのかを把握し、成長に即して自己を肯定的に捉える感情を高められるような指導内容を検討することが大切。

# 具体的な指導内容を設定する際に 考慮すべき点（2）

個々の児童・生徒の発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

- 児童・生徒の発達の遅れた側面やできないことのみにとらわれて、これを伸ばしたり，改善したりすることのみを指導目標にすると、児童・生徒は苦手なことやつらいことを繰り返し行うことになり、効果が現れるのに必要以上の時間を要したり、方法によっては児童・生徒の活動や学習への意欲を低下させ、劣等感をもたせたりすることも考えられる
- したがって、具体的な指導内容の設定に際しては、個々の児童・生徒の発達の進んでいる側面にも着目し、指導の計画を作成することが大切



# 東京都の特別支援教育に関わる 施策について

東京都教育庁

指導部

主任指導主事（就学相談担当）

都立学校教育部

主任指導主事（特別支援教育推進担当）兼務

深谷 純一